

マージン率等の情報提供

株式会社 新長崎商事

対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

標記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績につきて、情報提供いたします。

- 1 派遣労働者の数 43名
- 2 派遣先事業所数 7箇所
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額 25,138円
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 13,211円
- 5 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合（マージン率） 47.5%
- 6 派遣労働者の待遇の決定方法
労使協定方式
 - ① 対象となる派遣労働者の範囲 期間を定めないで雇用される派遣労働者
 - ② 労使協定の有効期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 7 教育訓練に関する事項
 - ①教育訓練に関する事項 新規採用者訓練
 - ②対象者 無期雇用派遣労働者
 - ③実施人員 1名
 - ④方法及び給与の支給 O F F – J T 有給
 - ⑤実施主体 弊社
 - ⑥実施期間 1日間
 - ⑦派遣労働者の費用負担 なし

キャリアコンサルティング相談窓口

T E L : 095-862-3537

- 8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

弊社マージン率の中には、法定福利費、（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の弊社負担分、教育訓練、年次有給休暇、弊社の運営費等にかかる費用が含まれています。